

ID: 1320

担当部署: 地域整備課

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第61条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】	<p>法第61条第1項の規定による。 (中心市街地整備推進機構の指定)</p> <p>第61条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に 行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下 「推進機構」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日